

【機密性2(取扱制限)】

| 質問No. | 質問  | 回答   |
|-------|---|--|
| 1     | 再委託をする場合、再委託先の旅費・人件費は再委託費として計上するのか。<br>また人件費について、役員は対象になるか。   | 再委託者の旅費・人件費は、再委託費として扱う。<br>役員の人件費については、対象となる。                                      |
| 2     | 再委託費の割合の制限はあるか。   | 100%再委託は認めていない。<br>再委託する業務の範囲・必要性を鑑み、最終的に判断する。                                     |
| 3     | 【3.事業の内容について】<br>外部有識者について、外部から引き込まなければならないか。   | 内部では不足している知見やスキルを有している外部の有識者に参画いただくことを想定している。<br>既に、外部の有識者が参画している場合も、その旨を記載いただきたい。 |
| 4     | 【2.事業の主旨について】<br>スポーツのみならず、コンサートやMICEやの利用も含める記載があるが、構想・計画を策定するにあたり、スポーツ興行の割合の基準等はあるか。                           | 明確な基準は設けていない。そのエリアの特性・状況に応じて、現実的・効果的なスタジアム・アリーナの活用を検討いただきたい。                       |
| 5     | 【3.事業の内容について】<br>外部有識者について、申込段階で特定の候補者を挙げる必要があるか。   | 提案段階で可能な範囲で、氏名や役割等を記載いただき審査対象とする。  |
| 6     | 企画提案書の様式以外の書類を使用してもよいか。   | 基本的には、指定の企画提案書の様式を用いて作成いただきたい。別添書類が必要な場合パワーポイント等を用いることは可能である。ただし、別添も含め原則15枚以内とする。  |
| 7     | 民設民営事業を予定しているが、公募対象となるか。  | ご認識の通り対象となる。   |
| 8     | 【5.公募対象について】<br>公募対象として「スタジアム・アリーナ整備の実施主体となることが予定された団体」と記載されているが、例えば、これからSPCを組成し実施主体となることを予定している場合、どのように応募すべきか。 | 現時点で本事業の契約を締結することができ、かつSPCを組成した際に、それに参画する主体となる団体に応募いただきたい。                         |
| 9     |   |  |
| 10    |   |  |